

## 就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	シャンエール経理センター
住 所	熊本市中央区神水1-5-10 県前ビル1F
電話番号	096-381-5103

事業所番号	4310102647
管理者名	辻田 麻由
対象年度	令和 7 年度

## 利用者の知識・能力向上に係る実施概要

## &lt;活動内容&gt;

## &lt;活動場所&gt;

活動場所：シャンエール経理センター

実地日程：R7.11/26/11/27.12/3

概 要：ハラスメント研修

人 数：利用者23名

概 要：各3～4名の6グループの中に職員が1名入り、講師の話しを聞いたあと、グループワークを行い意見交換を行う

## &lt;目的&gt;

本研修は、利用者が職場におけるハラスメントについて基礎的な理解を深めるとともに、「社会人基礎力の育成」の一環として、社会人としてのマナーや就業スキルの向上を図り、安心して就労を継続できる環境づくりを目的とする。

また、少人数で実施することにより、参加者が意見を出しやすい環境を整える。ハラスメントの種類や具体例、適切な対応方法および相談先について周知し、相互に尊重し合う職場風土の醸成を図ることで、ハラスメントの未然防止および円滑な就労の促進につなげる。

## &lt;成果&gt;

・本研修の実施により、利用者は職場における基本的なルールや配慮ある言動の重要性を学び、社会人として求められるマナーや心構えへの理解を深めることができた。具体的な事例を通して、相手の受け止め方を意識した対応や、困った際の適切な相談行動について理解が進み、職場での適切な振る舞いを考える機会となった。また、相手の立場を尊重したコミュニケーションへの意識が高まり、利用者同士および職員との円滑な関係づくりにつながるなど、安心して就労に取り組むための基礎的な社会人マナーの定着に一定の成果が見られた。

## &lt;活動の様子&gt;

・講師からレクチャーを受ける様子



## 連携先の企業や事業所等の意見または評価

本研修は、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に合わせ、健全な人間関係の構築と就業環境の維持を目的として実施した。まずはハラスメントの定義を再確認し、相手に不快感や苦痛を与え、職場環境を悪化させる「いじめ・嫌がらせ」の総称であることを共有した。具体的には、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに加え、人格を否定するモラルハラスメント、顧客等からの過度な要求を指すカスタマーハラスメントなど、法律上の定義と事例について解説を行った。

特に本研修では、時代と共に「普通」とされる言動の基準が変化している点に重点を置き、グループワークを実施した。かつての職場では一般的であった「女性へのお酌の強要」や「プライベートへの過度な干渉」は、現代では個人の尊厳を傷つけるリスクが極めて高いことを強調した。また、SNSやチャット等のデジタルツールにおける無意識の言動が記録として残り、重大な問題に発展し得る点についても注意を促した。

ハラスメント防止のためには、単なる知識の習得に留まらず、自身の「当たり前」を客観的に見つめ直す姿勢が不可欠である。「昔の普通」に固執せず、常に「今の基準」へと認識をアップデートし、世代を超えて互いの価値観を理解し合う姿勢こそが重要であることを、改めてメッセージとして伝えた。

連携先企業（担当者）

メンタルヘルスサポートオフィス 桧垣（桧垣俊輔）

## 利用者からの意見・評価

研修を通して、職場におけるハラスメントについて理解を深めるとともに、世代間による考え方や感じ方の違いがあることを学ぶことができた。時代の変化に応じて、自身の言動や意識を見直し、アップデートしていくことの大切さを感じた。

また、ハラスメントは受け取る側の感じ方が重要であり、相手が「いやだ」と感じたことを安心して伝えられる職場環境づくりが必要であると理解した。

根拠のない発言や行動を控え、世代の違いに関わらず、常に相手の立場に立って考え、敬意をもって接することが社会人として大切な心構えであると学んだ。

相手が言葉をどのように受け止めるかを判断することは難しいが、今後はより一層、言葉遣いや表現に配慮しながら行動していきたいと感じた。